

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成27年12月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第81号

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)

第1条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和59年岩手県条例第50号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(店舗型性風俗特殊営業、受付所営業及び店舗型電話異性紹介営業の禁止区域に係る施設) 第11条 法第28条第1項(法第31条の3第2項の規定により適用する場合及び法第31条の13第1項において準用する場合を含む。)の店舗型性風俗特殊営業、受付所営業及び店舗型電話異性紹介営業の禁止区域に係る施設として条例で定めるものは、次のとおりとする。 (1)～(3) [略] (4) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号) <u>第15条の6第1項第1号</u> に規定する職業能力開発校 (5) [略]	(店舗型性風俗特殊営業、受付所営業及び店舗型電話異性紹介営業の禁止区域に係る施設) 第11条 法第28条第1項(法第31条の3第2項の規定により適用する場合及び法第31条の13第1項において準用する場合を含む。)の店舗型性風俗特殊営業、受付所営業及び店舗型電話異性紹介営業の禁止区域に係る施設として条例で定めるものは、次のとおりとする。 (1)～(3) [略] (4) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号) <u>第15条の7第1項第1号</u> に規定する職業能力開発校 (5) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(産業技術短期大学校条例の一部改正)

第2条 産業技術短期大学校条例(平成8年岩手県条例第29号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(入学資格) 第3条 短期大学校に入学することができる者は、次に掲げるとおりとする。 (1) [略] (2) 産業技術専攻科 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号) <u>第15</u>	(入学資格) 第3条 短期大学校に入学することができる者は、次に掲げるとおりとする。 (1) [略] (2) 産業技術専攻科 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号) <u>第15</u>

条の6第1項第2号に掲げる職業能力開発短期大学校を卒業した者又はこれと同等以上の職業能力があると知事が認めた者であって規則で定める要件に該当するもの

条の7第1項第2号に掲げる職業能力開発短期大学校を卒業した者又はこれと同等以上の職業能力があると知事が認めた者であって規則で定める要件に該当するもの

備考 改正部分は、下線の部分である。

(岩手県手数料条例の一部改正)

第3条 岩手県手数料条例(平成12年岩手県条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表第5(第2条関係) 商工労働観光事務関係手数料 [略] 備考 13の項(1)において「在校生」とは、次の各号のいずれかに該当する者であって、3級の技能検定の受検資格を有するものをいう。 (1) 職業能力開発促進法第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設において職業訓練(短期間の訓練課程のものを除く。)を受ける者又は同法第24条第3項に規定する認定職業訓練(短期間の訓練課程のものを除く。)を受ける者(就職している者を除く。) (2)・(3) [略]	別表第5(第2条関係) 商工労働観光事務関係手数料 [略] 備考 13の項(1)において「在校生」とは、次の各号のいずれかに該当する者であって、3級の技能検定の受検資格を有するものをいう。 (1) 職業能力開発促進法第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において職業訓練(短期間の訓練課程のものを除く。)を受ける者又は同法第24条第3項に規定する認定職業訓練(短期間の訓練課程のものを除く。)を受ける者(就職している者を除く。) (2)・(3) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(職業能力開発促進法施行条例の一部改正)

第4条 職業能力開発促進法施行条例(平成24年岩手県条例第89号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(公共職業能力開発施設以外の施設で行うことができる職業訓練) 第2条 法第15条の6第1項ただし書に規定する条例で定める職業訓練は、主として知識を習得するために行われる短期課程の普通職業訓練に準ずる職業訓練であって、教科の全ての科目について簡易な設備の使用により行うことができるものとする。	(公共職業能力開発施設以外の施設で行うことができる職業訓練) 第2条 法第15条の7第1項ただし書に規定する条例で定める職業訓練は、主として知識を習得するために行われる短期課程の普通職業訓練に準ずる職業訓練であって、教科の全ての科目について簡易な設備の使用により行うことができるものとする。

(公共職業能力開発施設を行う職業訓練とみなすことができる職業訓練)

第3条 法第15条の6第3項の条例で定める職業訓練は、職業を転換しようとする労働者その他職業能力の開発及び向上について特に援助を必要とする者に対する迅速かつ効果的な職業訓練とする。

(普通課程の訓練基準)

第4条 普通課程の普通職業訓練に係る法第19条第1項に規定する条例で定める職業訓練の基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1)～(6) [略]

(7) 訓練生の数 訓練を行う1単位(法第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設に設置する一の訓練科をいう。以下同じ。)につき50人以下であること。

(8)・(9) [略]

2 [略]

(無料とする職業訓練)

第9条 法第23条第1項第3号に規定する条例で定める職業訓練は、県が設置する法第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設において職業の転換を必要とする求職者及び新たな職業に就こうとする求職者に対して行う短期間の訓練課程の職業訓練(職業に必要な相当程度の技能及びこれに関する知識を習得させるためのものに限る。)とする。

(公共職業能力開発施設を行う職業訓練とみなすことができる職業訓練)

第3条 法第15条の7第3項の条例で定める職業訓練は、職業を転換しようとする労働者その他職業能力の開発及び向上について特に援助を必要とする者に対する迅速かつ効果的な職業訓練とする。

(普通課程の訓練基準)

第4条 普通課程の普通職業訓練に係る法第19条第1項に規定する条例で定める職業訓練の基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1)～(6) [略]

(7) 訓練生の数 訓練を行う1単位(法第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設に設置する一の訓練科をいう。以下同じ。)につき50人以下であること。

(8)・(9) [略]

2 [略]

(無料とする職業訓練)

第9条 法第23条第1項第3号に規定する条例で定める職業訓練は、県が設置する法第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において職業の転換を必要とする求職者及び新たな職業に就こうとする求職者に対して行う短期間の訓練課程の職業訓練(職業に必要な相当程度の技能及びこれに関する知識を習得させるためのものに限る。)とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。